

なぐわし公園整備運営事業 実施方針・要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

- ・なぐわし公園整備運営事業の実施方針・要求水準書（案）に関して、2025 年 10 月 8 日（水）までに寄せられた質問・意見について回答を公表します。
- ・質問・意見への回答は、現時点での市の考え方を示したものです。今後、質問・意見を踏まえた実施方針等の内容の詳細検討を行う予定であり、最終的には募集要項等で提示しますのでご注意ください。

2025 年 10 月 28 日

川 越 市

なぐわし公園整備運営事業

■実施方針に関する質問及び回答

(2025年10月28日公表)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	実施方針						配布資料一覧 【募集要項公表時に開示】	○配布資料一覧【募集要項公表時に開示】番号配布資料1として現況図面(CADデータ)と記載がありますが、温浴利用型健康運動施設のCADデータについても開示頂けるのでしょうか。	配付資料として配付します。 配付を希望する者は、実施方針（22頁）第8-3「問合せ先」へ電子メールにて問合せください。電子メールの件名には本事業名称及び「配付資料提供希望」と記載ください。
2	実施方針	2	第1	1	(7)		事業スケジュール（予定）	「※2 新設公園施設の整備予定地を対象に、着工まで適切に維持管理・運営業務（一部）を行うこと。」記載されていますが、現状市が当該予定地に対して行っている維持管理・運営業務があれば内容をご教示ください。	日常清掃、除草、健康交流広場整備予定地におけるグラウンドゴルフ利用の受付を実施しています。本事業における「新設公園施設の整備予定地を対象とした維持管理・運営業務」の具体的な業務内容は、要求水準書（案）（50頁）第5章-3-（5）を参照ください。
3	実施方針	2	第1	1	(7)		事業スケジュール（予定）	「※2 新設公園施設の整備予定地を対象に、着工まで適切に維持管理・運営業務（一部）を行うこと。」とありますが、当該期間の維持管理は、具体的にどんな業務を想定しているのでしょうか。	実施方針に関する質問No. 2を参照ください。
4	実施方針	2	第1	1	(7)		事業スケジュール（予定）	「※2 新設公園施設の整備予定地を対象に、着工まで適切に維持管理・運営業務（一部）を行うこと。」とありますが、運営業務（一部）とは何を指すのでしょうか。具体的にご教示願います。	実施方針に関する質問No. 2を参照ください。
5	実施方針	2	第1	1	(7)		事業スケジュール（予定）	※4 新設公園施設は整備が完了したエリアから順次供用開始することを可能とする。 とありますが、先行して順次共用を開始するエリアは、共用開始前に貴市へ引き渡しを実施するという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。市は令和11年3月末に一斉引き渡しを受けることを想定していますが、完了したエリアから順次供用開始することも可能とします。
6	実施方針	2	第1	1	(7)		事業スケジュール（予定）	※4 新設公園施設は整備が完了したエリアから順次供用開始することを可能とする。 とありますが、全ての施設を一斉に供用開始する提案も可という理解でよろしかったのでしょうか。	実施方針に関する質問No. 5を参照ください。

■実施方針に関する質問及び回答

(2025年10月28日公表)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
7	実施方針	3	第1	1	(8)	③	開業準備業務	「ウ 利用料金及び利用規則の決定業務」で料金を変更する場合、利用料収入に影響しますが、変更の上限等の指針はありますか。	第2期事業開始時における利用料金の上限は、募集要項等公表時に示します。事業期間中における利用料金の変更については、要求水準書(案)(74頁)第7章4(3)「柔軟な運営業務の実施」に示すとおり、市と協議とします。
8	実施方針	3	第1	1	(8)	③	開業準備業務	「カ オープニングセレモニーの実施業務」の予算を想定するため、市側で招待する関係者の人数規模をご教示頂けますでしょうか。	市側で招待する関係者の人数として、100人～150人を想定しています。詳細は募集要項公表時に示します。
9	実施方針	4	第1	1	(8)		事業者業務範囲	⑥民間収益事業(任意)を行う事業者の参加資格要件はないとの認識でよいでしょうか。	実施方針(13頁)第2章3(5)⑪「その他本事業に関する業務に当たる者」に示す参加資格要件を満たしてください。
10	実施方針	4	第1	1	(8)		事業者業務範囲	⑥民間収益事業(任意)は本件とは別契約として頂けないでしょうか。同一契約では事業のリスク管理が難しく入札に応募できない可能性があります。	検討の上、募集要項公表時に示します。
11	実施方針	4	第1	1	(8)		事業者業務範囲	⑥民間収益事業(任意)が不採算となり撤退する場合、違約金は発生しないとの認識でよいでしょうか。	違約金は発生しませんが、基本的には提案された民間収益事業を事業期間にわたって継続することを求めます。
12	実施方針	4	第1	1	(8)		事業者業務範囲	⑥民間収益事業(任意)を担当する事業者が撤退となった場合でも、後任の担当事業者を探す義務は生じないとの理解でよいでしょうか。	基本的には、提案された民間収益事業を事業期間にわたって継続することを求めます。担当する事業者が撤退となった場合は、後任の担当者を探してください。
13	実施方針	4	第1	1	(8)		事業者業務範囲	仮に、民間収益事業を途中で中止した場合であっても要求水準書の未達とはならないとの認識でよいでしょうか。	基本的には、提案された民間収益事業を事業期間にわたって継続することを求めますが、やむを得ない事情がある場合や別の提案をしていただく場合は、市と協議することを可能とします。

■実施方針に関する質問及び回答

(2025年10月28日公表)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
14	実施方針	4	第1	1	(9)	②	利用者から得る収入	「施設利用料金収入」「提案教室事業の収入」「その他独立採算業務から得る収入」の三種類が定義されていますが、そのうち「提案教室事業の収入」「その他独立採算業務から得る収入」については、事業者（SPC）の収入でなく、運営企業の収入・売上計上することは可能と考えてよいでしょうか。	「施設利用料金収入」、「提案教室事業」及び「その他独立採算業務」は要求水準書（案）にて求める業務であり、事業者（SPC）が主体となり担うべき業務であることから、当該収支についても事業者（SPC）の収入として計上してください。
15	実施方針	6	第2	1	(5)		公募の中止	「～公募を公正に執行できないと認められるとき、又は応募者がいないとき」とありますが、応募者が1グループの場合は執行するとの認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	応募者が1グループの場合も選定手続きを行います。
16	実施方針	6	第2	1	(5)		公募の中止	応募者が1グループの場合で入札は成立すると考えて宜しいでしょうか。	実施方針に関する質問No. 15を参照ください。
17	実施方針	6	第2	1	(5)		公募の中止	応募者が1社又は複数社で、提案内容が応募要項および優先交渉権者決定基準に満たしている場合でも再公募又は公募を取り止める措置がとられる場合はあるのでしょうか。	公募を公正に執行できないと認められるときは、再公募又は公募を取り止める措置をとる場合があります。
18	実施方針	7	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール(予定)	実施方針に予定価格の記載がありませんが、令和7年12月上旬予定の募集要項又は要求水準書に公表は頂けるのでしょうか。	予定価格は、募集要項に示す予定です。
19	実施方針	7	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール(予定)	令和7年12月中旬に「募集要項等に関する説明会」が予定されていますが、現地見学も想定されていますでしょうか。ご教示ください。	募集要項公表後に現地見学会を予定しています。
20	実施方針	7	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール(予定)	令和8年3月に「参加資格審査通過者との対話」が予定されています。令和8年5月の「提案書類の受付」後に、対話は開催しないとの認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
21	実施方針	7	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール(予定)	提案書類の受付日は募集要項等で明確化されると存じますが、現状5月の上・中・下旬のいつ頃の予定かご教示頂けますでしょうか。	募集要項公表時に示します。

■実施方針に関する質問及び回答

(2025年10月28日公表)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
22	実施方針	7	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール(予定)	令和8年7月に優先交渉権者の決定、同年8月に仮契約締結の予定ですが、具体的なスケジュールをご教示ください。 SPCの設立は優先交渉権者の決定から1.5ヶ月～2ヶ月の期間を要します。8月はお盆期間もあるため、その期間を考慮した日程を設定していただきますようお願いします。	検討の上、募集要項公表時に示します。
23	実施方針	23				別紙1	リスク分担表(案)	リスクの内容で「市の事由による」ものと「上記以外の事由による」ものに分かれているものが多いですが、市でも事業者でもない第三者の事由によるものも事業者の負担となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	実施方針	23				別紙1	リスク分担表(案)	法制度変更リスクで法・制度などの解釈変更は市のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	本事業に直接関連する法・制度等の解釈変更は市のリスクとします。
25	実施方針	23				別紙1	リスク分担表(案)	法制度変更リスクにおいて、消防・保健所・警察などによる指導なども含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	実施方針	23				別紙1	リスク分担表(案)	政策変更リスクで、市の政策方針や事業計画の変更とありますが、議会での否決も含まれるとの認識でよいでしょうか。	原則ご理解のとおりです。ただし、否決の原因が事業者にある場合にはこの限りではありません。なお、契約議決について、市は議会上程等の手続きリスクは負担しますが、議決リスクそのものを負担するものではありません。
27	実施方針	23				別紙1	リスク分担表(案)	樹木の感染症(松くい虫・なら枯れなど)の事業者の業務に起因しない環境問題は市のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	感染症対策・発生時の処理については植栽維持管理業務の中で実施してください。ただし、当業務外の事由による事象や不可抗力によるもの等個別事情がある場合は、契約書の定めによります。
28	実施方針	23				別紙1	リスク分担表(案)	「物価変動リスクは、一定の基準・指数に基づき分担を定める(サービス購入料を改定する)ことを検討している。」と記載ございますが、「企業向けサービス価格指数」-建物サービス(日本銀行調査統計局)などの指数では、現状の人件費の上昇率に対応できておりません。人件費にかかる指数は、「埼玉県の最低賃金の上昇率」として頂けませんでしょうか。	検討の上、募集要項等公表時に示します。

■実施方針に関する質問及び回答

(2025年10月28日公表)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
29	実施方針	23				別紙 1	リスク分担表 (案)	技術革新リスクで技術の陳腐化による機器更新費用が事業者側となっています。各分野での技術革新は事業者でコントロールできません。市側のリスクとして頂けませんか。	事業者のリスクとします。
30	実施方針	23				別紙 1	リスク分担表 (案)	エネルギー供給リスクで余熱供給の停止・バックアップ設備のトラブルに関するものが市側のリスクとなっていますが、バックアップ設備は、事業者で点検保守・修繕を行わなくてもよいのでしょうか。	バックアップ設備（ボイラー）の維持管理は事業者の業務範囲となります。 「バックアップ設備のトラブル」は削除とし、本回答をもって修正します。
31	実施方針	23				別紙 1	リスク分担表 (案)	物価リスクに関して、新公園施設の整備工事については、通常の公共工事と同様に国交省が定めるスライド条項の運用マニュアルに沿って対応していただけるのでしょうか。	検討の上、募集要項公表時に示します。
32	実施方針	24				別紙 1	リスク分担表 (案) 施設瑕疵リスク	契約不適合責任の期間中に見つかった施設の瑕疵及び期間後に見つかった施設の瑕疵とありますが、時期・期間について明確な期間をご指示下さい。	募集要項等公表時に示します。
33	実施方針	24				別紙 1	リスク分担表 (案) 施設瑕疵リスク	契約不適合責任の事業者分担は改修業務内の範囲のみと解釈して宜しいでしょうか。	本施設全体を対象範囲とします。ただし、募集要項等や説明会、現地見学等では推定不可能な既存施設部分の隠れた瑕疵など、提案時に予測できない費用は市の負担とします。
34	実施方針	24				別紙 1	リスク分担表 (案) 物価リスク	※3 一定の基準・指数に基づき分担を定める～とありますが、具体的な指数をご指示下さい。	募集要項等公表時に示します。
35	実施方針	24				別紙 1	リスク分担表 (案)	欄外※3の不可抗力リスクについて、「一定の金額以下は事業者負担」とありますが、一定の金額を具体的にお示しいただけますでしょうか。	実施方針に関する質問No. 34を参照ください。
36	実施方針	24				別紙 1	リスク分担表 (案)	※5のプロフィットシェアについて、還元基準・方法については事業者側の提案という認識で宜しいでしょうか。	プロフィットシェアの還元基準・方法は、募集要項等公表時に示します。

■実施方針に関する質問及び回答

(2025年10月28日公表)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
37	実施方針	24				別紙 1	リスク分担表 (案)	契約締結リスクについて、 事由の如何を問わず自らに発生する費用を負担する とありますが、事業の延期・中止等により契約が締 結できない場合においても帰責者負担ではなく、事 由の如何を問わず発生する費用は自己負担になると いう理解でよろしかったでしょうか。	契約締結リスクへの対応の詳細は、募集要 項等公表時に示します。

なぐわし公園整備運営事業

■実施方針に関する意見及び回答

(2025年10月28日公表)

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	意見の内容	回答
1	実施方針	7	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール（予定）	資格審査通過後の対話の結果、提案書や予定価格に影響する可能性があるため、2月に対話し3月に回答公表する等、可能な範囲で早めて頂きたい。	検討の上、募集要項公表時に示します。
2	実施方針	7	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール（予定）	令和8年7月に優先交渉権者の決定、令和8年に仮契約の締結とに予定ですが、SPC設立可能なスケジュール設定をしていただきますようお願いいたします。 SPCの設立は優先交渉権者の決定から1.5ヶ月～2ヶ月の期間を要します。8月はお盆期間もあるため、その期間を考慮した日程で設定をお願いします。	実施方針に関する質問No. 22を参照ください。
3	実施方針	23				別紙1	リスク分担表（案）	共通/物価リスクについて、府政経シ206号令和7年内閣府政策統括官「PPP/PFI事業における物価上昇の影響への対応について」などを参考に、サービス対価改定の基準とする物価指数など適切に対応して頂きたいです。	検討の上、募集要項公表時に示します。
4	実施方針	24				別紙1	リスク分担表（案）	施設瑕疵リスクについて契約不適合責任の事業者分担は当該改修業務の内容の範囲内として頂けようをお願いいたします。	実施方針に関する質問No. 33を参照ください。
5	実施方針	24				別紙1	リスク分担表（案）	※3 一定の基準・指数について 建設物価調査会などの基準・指数と実勢単価に現状では大幅なずれが生じております。実勢単価に近い基準・指数の採用をお願いします。	実施方針に関する意見No. 3を参照ください。
6	実施方針	24				別紙1	リスク分担表（案）	「※3 物価変動リスクは一定の基準・指数に基づき分担を定めることを検討されている」について、公的機関の指数が実態と乖離している問題が県内においても顕在化しています（以下URL参考）ので、価格改定時は民間指標も含め適切な指標を選択できるようにする等、柔軟な規定として頂きたい。 https://www.city.saitama.lg.jp/006/007/002/015/018/p123023.html	実施方針に関する意見No. 3を参照ください。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

（2025年10月28日公表）

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書（案）	5	第1	5	(2)		本事業の施設構成	民間収益施設（任意）の区分は温水利用型健康運動施設・公園施設のどちらでもありません。要求水準書P92に「民間収益施設は、本施設における建築物とは分棟を基本とし、1敷地1建物の原則に配慮して計画すること。」とあり、温水利用型健康運動施設には第1期事業による既存建築物、既存公園には多目的トイレ等の建築物があるため、民間収益施設（任意）として建築物を設置する場合は新設公園内に設置するとの理解で宜しいでしょうか。	民間収益施設は、公園施設（既存公園施設及び新設公園施設）内に設置することを想定しています。詳細は募集要項公表時に示します。
2	要求水準書（案）	7	第1	5	(4)	③	開業準備業務	「オ 開業準備期間中の新設公園施設整備予定地の維持管理・運営業務」とありますが、この場合の「開業準備期間中」とは6頁(3)事業期間/公園施設/新設公園/開業準備期間に定められている期間ということでしょうか。	要求水準書（案）（50頁）第5章-3-(5)に示すとおり、令和9年4月1日から新設公園施設の建設業務開始までを指します。
3	要求水準書（案）	9	第1	5	(7)		費用負担	食堂に関して、独立採算業務として実施することは困難です。食堂を営業する場合は、独立採算ではなく、サービス購入料に含めていただきたい。	「温水利用型健康運動施設における飲食サービスの提供事業」は、事業者の独立採算にて実施することを想定しています。
4	要求水準書（案）	9	第1	5	(7)		費用負担	食堂は、独立採算業務としておりますが、物価や人件費の高騰により事業継続が困難となった場合、食堂の閉鎖、業態の変更を行うことは可能でしょうか。	基本的には、事業期間にわたり食堂の運営を継続することを求めます。ただし、やむを得ない事由と市が判断した場合に限り、「温水利用型健康運動施設における飲食サービスの提供事業」に定める要求水準書（案）を満たすことを前提に、業態の変更を市と協議することは可能とします。
5	要求水準書（案）	9	第1	5	(7)		費用負担	食堂・売店が任意事業となっていないことから、不採算であっても、継続をしなければならない場合については、別途市で費用をご負担いただけるのでしょうか。	基本的には、食堂・売店の運営は、事業者の独立採算にて実施することを想定しています。継続困難な場合の対応は要求水準書（案）に関する質問No. 4を参照ください。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

（2025年10月28日公表）

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
6	要求水準書 （案）	9	第1	5	(7)		費用負担	BBQサービスの提供にあたっては、BBQ炉等の施設を新たに整備することは想定していないとの記載ですが、あくまで場所貸しとの認識でしょうか？ また、BBQ用の水場などの施設も必用ないとの認識でしょうか。	B B Qサービスの提供にあたり、サービスの提供方法や用意する設備は事業者の提案に委ねます。民間事業者の創意工夫に基づく独立採算での運営等を想定しています。
7	要求水準書 （案）	9	第1	5	(7)		費用負担	BBQ炉等の施設を新たに整備することは想定していないとの記載ですが、利用方法によっては、既設のトイレや浄化槽に不具合が生じる可能性があると考えます。廃棄物や排水の処理について不具合が生じた場合は任意事業であるため、事業期間途中での中止も可能との理解でよろしいでしょうか。	「公園施設におけるB B Qサービスの提供事業」は、任意事業ではなく要求水準書に定める事業です。事業期間にわたって継続することを求めます。
8	要求水準書 （案）	10	第1	5	(7)		費用負担	「区分/公園施設/新設公園施設/BBQサービスの提供※6 BBQサービスの提供にあたっては、BBQ炉等の施設を新たに整備することは想定していない」とありますが、BBQサービスの提供に必要なインフラ整備についてはサービス購入料に含まれると考えてよろしいでしょうか。その際のBBQ場の区画個数は事業者の任意と考えて宜しいでしょうか。	前段について、インフラ整備については、サービス購入料に含むことを想定しています。 後段について、B B Q場の区画個数は事業者の提案に委ねます。
9	要求水準書 （案）	13	第1	7	(1)		光熱水費の負担	「熱に関しては、隣接の川越市資源化センターからの高温水を利用することとし、事業者自らの負担はない。」とありますが、将来的に川越市資源化センターの建替えが生じると思われますが、その際は新施設ができるまで現施設からの熱源供給を受けられると理解して宜しいでしょうか。	資源化センターからの高温水の供給が停止した場合の熱源は、ボイラーを想定しています。年間20日を超える供給停止があった場合は、市が燃料費を負担することを想定しています。
10	要求水準書 （案）	13	第1	7	(1)		光熱水費の負担	「熱に関しては、隣接の川越市資源化センターからの高温水を利用することとし、事業者自らの負担はない。」とありますが、将来的に川越市資源化センターの建替えが生じると思われますが、その際の熱源切替工事は川越市資源化センター側で行って頂けるとの理解して宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問No. 9 を参照ください。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

(2025年10月28日公表)

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
11	要求水準書 (案)	13	第 1	7	(1)		光熱水費の負担	隣接の川越市資源化センターからの高温水配管等に不具合が生じた場合、本施設側での費用負担は一切ないとの理解で宜しいでしょうか。また、費用負担が生じる場合は責任分界点を御提示下さい。	高温水配管の資源化センターとの責任分界点は要求水準書（案）「資料21-1 川越市資源化センター関連資料その1」のとおりです。本事業の事業範囲に含まれる高温水配管の維持管理及び不具合への対応については、事業者の業務範囲とします。
12	要求水準書 (案)	13	第 1	7	(1)		光熱水費の負担	「熱に関しては、隣接の川越市資源化センターからの高温水を利用することとし、事業者自らの負担はない。」・「事業者の責によらない何らかの事故等で緊急に停止した場合、市との協議の上、運営に必要なバックアップの熱源設備を使用し営業を行うことができる。また、その際の燃料費については市が負担する。」との記載がございますが、高温水の温度低下などで熱源が足りずバックアップの熱源設備が稼動した場合も市が光熱水費を負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。高温水の温度低下等、資源化センター側の不具合に伴うものは、市が光熱水費を負担することを想定しています。
13	要求水準書 (案)	13	第 1	7	(1)	ア	光熱水費の負担	「川越市資源化センターからの高温水の供給が、年間の定期点検等（年間20日間以内）により供給停止した際、バックアップ電源設備を使用し営業する場合の燃料費については、事業者負担とする」とありますが、20日間を超える分に関しては川越市様負担と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問No. 9 を参照ください。
14	要求水準書 (案)	13	第 1	7	(1)		光熱水費の負担	下水道使用料は改訂される料金において提案するとありますが、事業開始後に再度改訂された場合は、物価変動の対象として増額いただけたと理解してよろしいでしょうか。	物価変動を踏まえ光熱水費に係るサービス購入料を改定することを想定しています。詳細は募集要項公表時に示します。
15	要求水準書 (案)	19	第 2	2	(1)	①	統括管理責任者	①統括管理責任者 カ 個別業務の総合責任者とは、施設整備業務統括責任者者または個別業務の業務責任者のことを指すのでしょうか。	個別業務の総括責任者とは、「施設整備業務総括責任者」、「開業準備業務総括責任者」、「維持管理業務総括責任者」、「運営業務総括責任者」を指します。
16	要求水準書 (案)	20	第 2	2	(2)	②	業務報告書	「務報告書」とありますが、業務報告書の間違いでしょうか	「業務報告書」が正です。本回答をもって修正します。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

(2025年10月28日公表)

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
17	要求水準書 (案)	23	第3	1	(1)		敷地条件及びインフラ整備状況 用途地域	「市街化調整区域」ですが、第1期事業時の関係手続きにおける制約事項を全てお示し下さい。	事業者の責任において、関係機関に確認してください。
18	要求水準書 (案)	23	第3	1	(1)		敷地条件及びインフラ整備状況	敷地条件及びインフラ整備状況の表の一番下に「資料3 造成計画図（平成24年基本設計抜粋）」とあり、別添資料に提示されていますが、この図面の現況高は現時点の現況高と変わりはありませんか。応募する際には概算事業費を算出する必要がありますので、現在の現況高がわかる資料をご教示下さい。	現況高は「資料3 造成計画図（平成24年基本設計抜粋）」から変更している可能性があります。ご希望の資料について、募集要項等公表時にお示しすることを検討します。
19	要求水準書 (案)	23	第3	1	(1)		敷地条件及びインフラ整備状況	多目的グラウンド予定地には残土が積まれている状況ですが、場外処分となる場合はその費用が事業費に見込まれていますか、ご教示下さい。	基本的には残土の場外処分は発生しないことを想定しています。
20	要求水準書 (案)	23	第3	1	(1)		敷地条件及びインフラ整備状況	表の最下段「敷地形状」に[資料3 造成計画図（平成24年基本設計抜粋）]は敷地形状の説明に「造成高や計画高はあくまで計画値であり、正確な値ではない。設計や建設に際しては、事業者にて調査を行うこと」とありますが、事業費として現況測量も盛り込まれていますか、ご教示下さい。	事業費に含むことを想定しています。
21	要求水準書 (案)	23	第3	1	(1)		敷地条件及びインフラ整備状況	基本設計（平成24年）の報告書の成果は提供して頂けますか。また、基本設計図に係る成果はCADデータを提供して頂けますか。ご教示下さい。	配付資料として配付します。 配付を希望する者は、実施方針（22頁）第8-3「問合せ先」へ電子メールにて問合せください。電子メールの件名には本事業名称及び「配付資料提供希望」と記載ください。
22	要求水準書 (案)	23	第3	1	(1)		敷地条件及びインフラ設備	「項目/敷地形状/※当該図面は、「なぐわし公園基本計画」に基づいて設計条件と整合性を図り…造成高や計画高はあくまで計画地であり、正確な値ではない」とありますが、既存公園施設の竣工図データはありますか。	既存公園の竣工図はないですが、施工業者が作成した出来高資料は閲覧可能です。 閲覧を希望する者は、実施方針（22頁）第8-3「問合せ先」へ電子メールにて連絡ください。電子メールの件名には本事業名称及び「資料閲覧希望」と記載ください。
23	要求水準書 (案)	24	第3	1	(2)		既存施設の概要	更衣室の概要に「本施設利用者の更衣室」とありますが、P5の施設構成の概要は「有料施設利用者の更衣室」とあります。どちらが正でしょうか。	「有料施設利用者の更衣室」が正です。本回答をもって修正します。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

（2025年10月28日公表）

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
24	要求水準書 （案）	24	第3	1	(2)		既存施設の概要	既存公園施設に「じゃぶじゃぶ池」というものがありますが、こちらは既存公園施設の調整池になりますでしょうか。 既存公園施設の雨水処理方法を教えてください。	前段について、既存公園施設の「じゃぶじゃぶ池」は調整池ではありません。 後段について、既存公園施設の雨水処理は、調整池に集水して公園外周水路に放流しています。
25	要求水準書 （案）	25	第3	2			設整備要件（共通事項）	表中に示された条件は第1期事業（現施設）で全て対応できている内容であり、本事業において新たに整備する範囲に限って適用されとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。本事業の施設整備業務の実施にあたり適用されるものです。
26	要求水準書 （案）	27	第3	3	(1)		基本的な考え方	本施設の魅力向上のために必要となる改修業務（当該改修業務に必要な設計業務を含む）に関する提案も期待している。とありますが、この改修業務の費用はサービス対価に含むという理解でお間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書 （案）	27	第3	3	(2)		改修要件	改修要件として7項目ありますが、別紙資料12 建築・設備劣化状況調査報告書の各項目の内容の修繕は改修範囲としないものと解釈して宜しいでしょうか。	「別紙資料12 温水利用型健康運動施設の建物・設備劣化状況調査報告書」を参照して、本事業における改修業務内容及び修繕・更新業務内容を提案してください。
28	要求水準書 （案）	27	第3	3	(2)		改修要件 蛍光灯等の全灯具の省エネ改修	「改修対象は全照明器具（蛍光灯、水銀灯、H I D）とする。」とありますが、消防設備（非常用照明、屋内消火栓ランプ等）は対象外との理解で宜しいでしょうか。	屋内消火栓のランプ交換は対象とします。 L E D改修範囲が確認できる図面・器具リストを募集要項公表時に示します。
29	要求水準書 （案）	27	第3	3	(2)		改修要件 蛍光灯等の全灯具の省エネ改修	「管球の交換ではなく、照明器具自体の交換を行う。」とありますが、屋外照明も全て対象でしょうか。対象の場合、自立した照明ポール等はポール自体（基礎共）に交換しなくてはならないのでしょうか。	屋外照明もL E D化の対象とします。灯具のみの更新を想定しており、詳細は募集要項公表時に示します。
30	要求水準書 （案）	27	第3	3	(2)		改修要件 温水プールの天井脱落対策	本施設の温水プールの天井は既存不適格（建築基準法施行令等 平成26年4月1日施行）であり、その是正が必要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

(2025年10月28日公表)

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
31	要求水準書 (案)	27	第3	3	(2)		改修要件	既存昇降機は現行法規（回数レール及びレールブラケット、戸開走行保護装置、昇降路内の耐震対策、ピット内の耐震対策等）に適合しているとの理解で宜しいでしょうか。	既存不適格の扱いになりますが、大規模改修等で現行法への適合が必須の場合を除き、適合化は不要とします。
32	要求水準書 (案)	27	第3	3	(2)		改修要件	本事業期間または改修工事期間に表中に記載のない内容で、改修・修繕等が生じた場合、実施の有無及び費用等については貴市と協議し双方の合意のもとで進めるとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）65頁の表は、主な修繕項目を記載しています。 「配付資料2 温水利用型健康運動施設の修繕更新履歴」、「資料23 温浴利用型健康運動施設の長期修繕計画（参考）」を参考に、表中にない修繕項目及び部分補修を含め、修繕・更新項目を提案してください。本事業期間中に発生する修繕・更新業務は事業者の業務範囲となります。
33	要求水準書 (案)	27	第3	3	(2)		改修要件	事務室の改修要件に「OA敷設及びタイルカーペット・天井を新設」とありますが、範囲は休憩室倉庫側のみという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書 (案)	27	第3	3	(2)		改修要件	食堂の改修がありますが、図面に食堂が見当たりません。食堂の位置をお示してください。	1階平面図の通り芯7～10、A、Bの「厨房」、「休憩室1（休憩コーナー）」になります。
35	要求水準書 (案)	27	第3	3	(2)		改修要件	資料12の劣化状況調査表に「B.経過観察」「C.要相談」などの調査結果が示されていますが、外壁塗装の下地調査及び補修はどの範囲について行えば宜しいでしょうか。	外壁全面を想定しています。
36	要求水準書 (案)	27	第3	3	(2)		改修要件	改修要件に記載されている内容についても施設には劣化があり、浴槽自体の劣化などはレジオネラ菌の発生リスクを高めると考えられます。市では他にどのような改修を検討しているのかご教示ください。	改修要件に記載のとおり、気泡風呂の法令適合対応を求めます。 その他の浴槽に関する修繕・更新は、修繕・更新業務での対応を想定しています。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

(2025年10月28日公表)

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
37	要求水準書 (案)	27	第3	3	(2)		改修要件	「食堂の改修において、飲食提供の目的が果たされれば、食堂以外（売店等）でも良いものとする。ただし、自動販売機のみを設置は不可とする。」との記載がございますが、当該内容を独立採算で実施するのは営業内容・販売単価的に困難です。市としてどのような収支構成を検討して独立採算とされているか根拠をご提示願います。	第1期事業の実績に基づき判断しています。
38	要求水準書 (案)	27	第3	3	(2)		改修要件	「気泡風呂装置の撤去と炭酸泉等への更新」と記載がいさいますが、炭酸ガスはランニングコストがかかります。よって炭酸泉以外の提案も可能でしょうか。	要求水準書（案）を満たすことを前提に、可能とします。
39	要求水準書 (案)	27	第3	3	(2)		改修要件	気泡風呂装置の撤去と炭酸泉等への更新と記載がいさいますが、炭酸泉が要件というわけではなく、白湯への更新でも問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）を満たすことを前提に、炭酸泉以外の提案を可能とします。ただし、白湯ではなく、利用者が楽しめるような創意工夫を求めます。
40	要求水準書 (案)	27	第3	3	(2)		改修要件	空調機の更新が項目として入っておりませんが、運営期間中に更新を行うことはできないため、設計・改修期間中に更新を行うことがよいと考えますが、提案することは可能でしょうか。	令和9年4月1日以降であれば、可能です。
41	要求水準書 (案)	28	第3	4	(1)	①	公園の基本方針	イ「防災機能」に「物資の収集備蓄場所等」とありますが、スペースの確保のことで、備蓄倉庫などの建築物の整備ではないとの理解でよろしいでしょうか、ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書 (案)	28	第3	4	(1)		基本的な考え方	「公園基本計画を参照の上」とありますが、川越市HP上に公表されている概要版を参照すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、全文を示した基本計画について閲覧資料として提示します。閲覧を希望する者は、実施方針（22頁）第8-3「問合せ先」へ電子メールにて連絡ください。電子メールの件名には本事業名称及び「資料閲覧希望」と記載ください。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

（2025年10月28日公表）

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
43	要求水準書 （案）	28	第3	4	(1)	①	公園の基本方針	イ 防災機能「災害時の近隣住民の緊急避難地、物資の収集備蓄所等、地域の防災拠点としての機能を備えた公園整備を行うものとする。」とありますが、条例等で指定される機能や仕様はありますでしょうか。	要求水準書（案）に記載する「川越市地域防災計画」や「防災公園計画・設計ガイドライン」等を参照ください。
44	要求水準書 （案）	28	第3	4	(1)	①	エ 環境配慮	生き物や水系等環境面や景観に配慮と記載がありますが、過去の動植物調査の資料はありますでしょうか。留意すべき希少種や注目種があればご教授ください。哺乳類や猛禽類等	留意すべき希少種や注目種は、特にありませんが、従来より本事業範囲内に生息する在来種を残し、活かしていただくことを想定しています。
45	要求水準書 （案）	29	第3	4	(1)	③	ゾーニング・配置方針	「緑地ゾーン」は現状では、雑草が茂っており、活用しにくいエリアですが、市ではどのような機能を持たせたいとイメージしているのかご教示ください。	修景のための緑地と位置付けています。
46	要求水準書 （案）	29	第3	4	(1)	③	ゾーニング・配置方針	「緑地ゾーン」は飛び地で管理が行いにくい場所であることから、駐車場での利用は可能でしょうか。また、舗装などで除草作業の回数を減らし管理工数を削減する提案は可能でしょうか。	要求水準を満たすことを前提に、飛び地部分を駐車場として利用することも可能です。
47	要求水準書 （案）	29	第3	4	(1)	③	ゾーニング・配置方針	「自由提案ゾーン」は土手であるため、河川法の影響を受けると説明がございました。具体的にどのような影響があるのかご教示いただけますでしょうか。	河川法では、河川区域において以下の行為が制限されており、当該行為を行う場合には河川法の許可が必要になります。 ・河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却すること ・河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植若しくは伐採をすること なお、詳細は事業者の責任において、関係機関に確認してください。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

(2025年10月28日公表)

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
48	要求水準書 (案)	29	第3	4	(1)	③	ゾーニング・配置方針	「自由提案ゾーン」は土手沿いで利用しにくく桜の季節前後以外は人の立ち入りが少ないエリアとなることから、除草作業は要求水準書62ページに記載されている芝刈込は年8回、除草は年4回によらず、事業者で提案できるのでしょうか。	検討の上、募集要項公表時に示します。
49	要求水準書 (案)	29	第3	4	(1)	③	ゾーニング・配置方針	自由提案ゾーンは、現状のままとする（工事を実施しない）提案も可との理解に齟齬ないでしょうか。	利用者の利便性向上を考慮すると一定の整備が必要と考えています。
50	要求水準書 (案)	30	第3	4	(2)		動線計画	「カ 公園内は原則として自転車の乗入れは禁止とする。」とありますが、公園利用者用の駐輪場は駐車場ゾーンに設ける理解で宜しいでしょうか。	駐輪場の位置は事業者の提案に委ねます。公園内は、原則自転車乗り入れが禁止されていることに留意し、提案してください。
51	要求水準書 (案)	30	第3	4	(4)		植栽計画	「新植に当たっては、既開園区域との調和を意識する」とありますが、既存公園施設の樹木リストなどの資料はご提示いただけますでしょうか。	募集要項の公表時に提供します。
52	要求水準書 (案)	30	第3	4	(4)		植栽計画	エ「（中略）栽養施設としての役割を持たせること」とありますが、具体的にはどのような施設をイメージされていますか。ガラス室やビニールハウスを整備して植物教材として活用すると捉え得て宜しいですか。ご教示下さい。	「栽養施設」ではなく「教養施設」が正です。本回答をもって修正します。
53	要求水準書 (案)	31	第3	4	(5)		設備計画	新規公園施設の電気設備は既存公園施設からの引込むのですか、新たに東電柱から引込むのですか、ご教示下さい。	北側は既存公園からの引き込みを想定しており、南側は別引き込みを想定しています。
54	要求水準書 (案)	31	第3	4	(5)		設備計画	既存公園施設の駐車場など屋外照明灯のLED化改修は維持管理業務に含まれると考えて宜しいですか、ご教示下さい。	「施設整備業務」に含むことを想定しています。詳細は募集要項公表時に要求水準書に追記して示します。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

(2025年10月28日公表)

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
55	要求水準書 (案)	31	第3	4	(5)		設備計画	イ多目的グラウンドの照明は使用用途に応じてJIS照度基準に準拠して設定することと記載があります。JISの照度基準では運動競技をⅠ、Ⅱ、Ⅲに区分していますが、本施設の運動競技の区分をご教示下さい。	J I S照度基準の区分Ⅲ（サッカー利用）を満たす照度を想定しています。
56	要求水準書 (案)	31	第3	4	(5)		設備計画	南側の健康交流ゾーンの給水、電気は別引込で宜しいですか、ご教示下さい。	別引き込みを想定しています。
57	要求水準書 (案)	31	第3	4	(5)		設備計画	「公園内の雨水は、調整池に一次貯留し流出抑制を行った上で、公園外周水路へ放流する。」とありますが、基本計画では「多目的グラウンドは雨水調整機能の一部を兼用させる」とあります。今回の要求水準書（案）に変更されたという認識でよいでしょうか。	雨水流出抑制対策は、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」及び「川越市雨水調整計算要綱」に基づき、必要な貯留量が確保されていれば、実施場所や導入施設に特段の制限はありません。そのため、多目的グラウンドの地下に貯留施設を設置する等の提案も可能です。
58	要求水準書 (案)	31	第3	4	(5)		設備計画	なぐわし公園基本計画では調整池容量14,900m3以上確保とありますが、その認識でよいでしょうか。	基本計画には「調整池容量14,900m3」と記載していますが、必要な貯留量は、事業者の責任において「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」及び「川越市雨水調整計算要綱」を確認の上、提案してください。
59	要求水準書 (案)	31	第3	4	(5)		設備計画	「一定の貯留量をもった調整池を北側エリア、及び南側エリアに設置すること」とあります。一定の貯留量をご教示いただけますでしょうか。北側エリア、南側エリアについて、それぞれ水辺ゾーン、健康交流ゾーンをさしているのでしょうか。	必要な貯留量については、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」及び「川越市雨水調整計算要綱」に基づき、事業者の責任において算出してください。その上で、雨水の適正な処理が可能となるよう、調整池の配置を提案してください。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

(2025年10月28日公表)

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
60	要求水準書 (案)	31	第3	4	(6)		サイン計画	シンボリックな園名板を設置するメインエントランスは、既設公園エリアの「エントランス広場（現況の入口付近）」ですか、新規公園施設エリア内ですか、ご教示下さい。	園名板の設置位置は、事業者の提案に委ねます。
61	要求水準書 (案)	32	第3	4	(7)		施設整備の要件	基本計画（平成19年）の報告書では、「多目的グラウンドは雨水調整機能の一部を兼用させる」としていますが、雨水の一次貯留は多目的グラウンドを使用し、水辺ゾーン（ビオトープ）に調整池としての機能を確保することと考えて宜しいですか、ご教示下さい。	必要な貯留量については、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」及び「川越市雨水調整計算要綱」に基づき、事業者の責任において算出してください。その上で、雨水の適正な処理が可能となるよう、調整池の配置を提案してください。
62	要求水準書 (案)	32	第3	4	(7)		施設整備の要件	多目的グラウンドに設置する簡易な観客席は芝生席ですか、階段状の席を検討されていますか、ご教示下さい。	固定式ベンチの設置を想定しています。形状や配置等の詳細は事業者の提案に委ねます。
63	要求水準書 (案)	32	第3	4	(7)		施設整備の要件	多目的グラウンドについて、本施設を利用する際は貸し切りを基本とし、複数のスポーツを同時利用することは想定していないと理解してよろしいでしょうか。	多目的グラウンドは、複数種目での利用を可能とすることを想定しています。例えば、半面ずつをサッカーとソフトボールで区分して使用する等、利用ニーズに応じた柔軟な運営を期待します。
64	要求水準書 (案)	32	第3	4	(7)		施設整備の要件	ビオトープの整備について、貴市の雨水調整計算要項に基づいた貯留量を満たせば良いと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問No. 59を参照ください。
65	要求水準書 (案)	33	第3	4	(7)		施設整備の要件	日除け施設の要件に「雨も遮る膜構造の屋根を有するもの」とありますが、膜構造以外の屋根も認められますでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおり、屋根材は膜素材とします。景観上の観点より、膜素材が適していると考えています。
66	要求水準書 (案)	33	第3	4	(7)		施設整備の要件	トイレの要件に「サニタリーボックスを設置」とありますが、備品対応で宜しいでしょうか。	備品として問題ありません。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

(2025年10月28日公表)

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
67	要求水準書 (案)	33	第3	4	(7)		施設整備の要件	トイレについては既存公園施設ゾーン北側に1箇所、PiK0A（建物内）の北側に1箇所の既設トイレが整備されています。トイレの新規整備は多目的グラウンド付近及び南側の健康交流広場の2箇所のほか、どこを予定していますか。公園用地北側の小畔川沿いの公園エリアに設置する予定ですか、ご教示下さい。	多目的グラウンド南西側の駐車場ゾーンに1箇所設置を想定しています。
68	要求水準書 (案)	33	第3	4	(7)		施設整備の要件	ジョギング・ウォーキングコースは既存公園施設エリアの芝生広場周辺園路に一部未整備のエリアがありますが、新規公園施設の整備対象になりますか、維持管理業務で補修の対象になりますか、ご教示下さい。	新設公園施設の施設整備業務、維持管理・運営業務の対象になります。
69	要求水準書 (案)	33	第3	4	(7)		施設整備の要件	ジョギング・ウォーキングコースの仕様（舗装材）について、既整備コースに合わせるなど指定はございますでしょうか、ご教示下さい。	既整備コースに合わせてください。
70	要求水準書 (案)	33	第3	4	(7)		施設整備の要件	トイレのオストメイトは水道水を利用して大便器に流す、簡易なタイプで宜しいですか、ご教示下さい。	オストメイトの仕様について、簡易なタイプで問題ありません。
71	要求水準書 (案)	33	第3	4	(7)		施設整備の要件	休憩エリアは「・設置する空間や利用形態に合わせた規模及び形状とし、適切に配置すること。」と記載されていますが、基本計画（概要版）に記載されているようなレストハウスまでは要求水準とされていないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書 (案)	33	第3	4	(7)		施設整備の要件	トイレは3個設置とあり、多目的グラウンド、健康交流広場等とありますが、もう一つはどこに設置を想定しているのでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問No. 67を参照ください。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

(2025年10月28日公表)

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
73	要求水準書 (案)	33	第3	4	(7)		施設整備の要件	トイレは多目的グラウンド、健康交流広場等とありますが、それぞれに浄化槽を設置する想定なのでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書 (案)	33	第3	4	(7)		施設整備の要件	トイレについて、全体で3か所以上設置とありますが、なぐわし公園P i K O A内にあるにトイレを合わせて3か所あれば良いと理解してよろしいでしょうか。	「なぐわし公園P i K O A内のトイレを含めて3か所以上」ではなく、新設公園施設エリア内に3か所以上のトイレを設置してください。
75	要求水準書 (案)	33	第3	4	(7)		施設整備の要件	トイレについて、一部トイレは、7穴（女子用3、男子用3、多目的用1）以上とすること。とありますが、男子用3とは大小便器合わせて3以上と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	要求水準書 (案)	34	第3	4	(7)		施設整備の要件	提案施設は既存公園施設エリアの芝生広場に整備してもよいか、ご教示下さい。	芝生広場の既存利用に支障が生じないように留意した上で、芝生広場への整備も可能です。
77	要求水準書 (案)	34	第3	4	(7)		施設整備の要件	提案施設はサービス対価の対象であり、「本事業の予定価格の範囲内で提案し、整備及び維持管理・運営を行うことができる。」と記載されていますが、提案施設の整備費・管理費に相当する金額は予定価格に一定見込まれているのでしょうか。 予定価格に見込まれていない場合、市関係者と協議の結果提案施設が認められれば、提案施設の整備費・管理費は予定価格に見込まれるのでしょうか。	提案施設は、予定価格の範囲内で提案してください。本施設との連携や相乗効果が見込める提案を期待しています。 なお、提案施設の提案を受けて、追加で費用を見込むことは想定しておりません。
78	要求水準書 (案)	34	第3	4	(7)		施設整備の要件	提案施設はサービス対価にて設置・維持管理・運営までを実施する施設との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	要求水準書 (案)	35	第4	1	(4)		業務の期間	温水利用型健康運動施設の設計・改修期間は、契約締結日から令和10年3月末までとありますが、前倒しの提案は認められるのでしょうか。	事業者の提案により、温水利用型健康運動施設の施設整備業務の完了日を前倒しすることは可能です。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

（2025年10月28日公表）

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
80	要求水準書 （案）	35	第4	1	(4)		業務の期間	前項の質問が「可」の場合、前倒しの期間に応じて事業終了期間も前倒しされるでしょうか。	温水利用型健康運動施設の維持管理・運営業務の開始時期に関わらず、事業期間終了は令和24年3月とします。
81	要求水準書 （案）	36	第4	2	(1)		実施体制	「2業務の進め方（1）実施体制イに施設整備業務総括責任者及び各業務責任者は、その内容に応じて、必要な知識及び技能を有する者とする。」とありますが具体的な資格要件や、経験年数等の縛りがありますか。ある場合は、その条件をご教示ください、ない場合は、事業者の任意の判断でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。関連法令等を確認の上、提案してください。
82	要求水準書 （案）	36	第4	3	(1)		実施体制	3温水利用型健康運動施設の設計業務（1）業務の進め方①実施体制ア業務責任者、eに業務責任者を選任した場合は、温水利用型健康運動施設の施設整備業務開始前までに市の承認を得ることありますが施設整備業務開始前までとは、設計業務開始前という理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書 （案）	37	第4	3	(1)		実施体制	3温水利用型健康運動施設の設計業務（1）業務の進め方①実施体制イ業務担当者とありますが、設計業務責任者と(a)意匠設計主任技術者の兼務は可能でしょうか。	可能とします。
84	要求水準書 （案）	37	第4	3	(2)		要求水準	3温水利用型健康運動施設の設計業務（2）要求水準イに設計業務着手前に事前調査・測量を必要に応じ行うとありますが、事前調査時期は、事業者決定契約後速やかに行うとの理解でよろしいですか？また、提案書作成段階で、現状建物の状況が分かる資料は、資料12の他に提供は可能でしょうか？	前段について、ご理解のとおりです。後段について、現状建物状況の分かる資料を募集要項公表時にお示しすることを検討します。
85	要求水準書 （案）	38	第4	4	(1)	① ア・a	業務責任者	「業務責任者」とは、P36ウに記載のある「建設業務管理責任者」と同様との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。「建設業務管理責任者」ではなく「業務責任者」が正です。本回答をもって修正します。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

(2025年10月28日公表)

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
86	要求水準書 (案)	38	第4	4	(1)	① ア・d	業務責任者	「業務責任者の兼務は認める」と記載があります は、P36ウに記載のある「監理技術者及び現場代理人」 との兼務可能との理解でよろしいでしょうか。ご 教示ください。	「業務責任者の兼務は認める」は削除と し、本回答をもって修正します。
87	要求水準書 (案)	38	第4	4	(1)	① ア	業務責任者	d 本業務の適正な～兼務は認める。とありますが、 業務責任者と工事の監理技術者は兼務可能と解釈し て宜しいでしょうか。	「業務責任者の兼務は認める」は削除と し、本回答をもって修正します。
88	要求水準書 (案)	39	第4	4	(2)	②	完成検査	アオにて市は～完成検査を実施する。検査員から 「検査確認書」を受領し市へ引渡し、所有権移転を 行うこと。とありますが、引渡後の契約不適合責任 の期間の考え方をご指示下さい。	募集要項等公表時に示します。
89	要求水準書 (案)	39	第4	4	(2)	①	改修工事	保険金額等については、事業者の裁量に委ねるとあ りますが、補償内容も事業者提案で良いでしょ うか。	事業者の提案に委ねることを想定してま す。
90	要求水準書 (案)	41	第4	5	(2)	③	各種申請等業務	建築確認の申請先は、民間の確認検査機関でも宜し いでしょうか。	可能とします。
91	要求水準書 (案)	41	第4	5	(2)	①	事前調査業務	①事前調査業務に事業者は自らの提案において必要 となる敷地測量、地質調査、電波障害調査等、各種 調査業務を行うとありますが、既存公園施設エリア の整備の際に行った調査内容をご教授下さい。	敷地測量等、実施済の調査結果を募集要項 等公表時に示します。
92	要求水準書 (案)	41	第4	5	(2)	①	事前調査業務	①事前調査業務に事業者は自らの提案において必要 となる敷地測量、地質調査、電波障害調査等、各種 調査業務を行うとありますが、本事業対象地の境界 は全て確定されており、用地測量の必要はないで しょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書 (案)	41	第4	5	(2)	③	各種申請等業務	③各種申請等業務で新設公園施設エリアに設置する トイレや休憩施設の建築確認の申請敷地はどのよう に設定すべきか、ご教授下さい。	都市計画公園の整備であるため、都市計画 法第29条開発許可申請は適用除外となりま すが、関係法令及び川越市開発行為等指導 要綱を遵守した敷地設定としてください。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

（2025年10月28日公表）

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
94	要求水準書 （案）	41	第4	5	(2)	③	各種申請等業務	③各種申請等業務で既設公園施設エリアに設置したトイレ等の建築確認の申請敷地はどのように設定したか、ご教示下さい。	建築確認申請時の敷地設定については、建築計画概要書を川越市都市計画部建築指導課にてご確認ください。
95	要求水準書 （案）	41	第4	5	(2)	③	各種申請等業務	③各種申請等業務で南側の健康交流ゾーンの建築確認は別敷地として申請して宜しいですか、ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
96	要求水準書 （案）	43	第4	6	(2)	②	近隣調査・準備調査等	近隣説明会については、事業説明に関するものは貴市、工事に関わる工事説明は事業者が実施する認識でよろしいでしょうか。また想定している告知範囲をご教示願います。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、告知範囲は、施工方法（資機材の搬入路等）等の提案内容を踏まえ検討します。
97	要求水準書 （案）	45	第4	8	(1)		備品等の調達方法	「『資料11 備品等リスト（参考）』を参考として」とありますが、資料11が別添資料に含まれていません。ご提示いただけますでしょうか。	募集要項公表時に示します。
98	要求水準書 （案）	49	第5	3	(1)		第1期事業者からの引継ぎ業務	ウ 使用しない場合は当該備品等について市と協議の上処分するか、交換する場合は維持管理・運営業務開始前までに事業者にて交換すること。とありますが、処分費や交換費は貴市の負担との認識でよろしいでしょうか。	本事業で使用可能な備品のみ引き継ぐことを想定しています。事業者の判断で処分・交換する場合は、事業者の負担において実施してください。
99	要求水準書 （案）	50	第5	3	(5)	①	新公園施設整備予定地の維持管理・運営業務	当該業務の対象は、ビオトープや多目的グラウンド整備予定地も含まれると理解しましたが、上記予定地も除草や日常清掃を実施するのは非効率的と存じます。対象をグラウンドゴルフ利用地に限定頂けないでしょうか。	検討の上、募集要項公表時に示します。
100	要求水準書 （案）	53	第6	2	(1)	①	維持管理業務総括責任者	維持管理業務総括責任者は、温水利用型健康運動施設の維持管理にあたる者でも、公園施設の維持管理業務にあたる者でもどちらの会社でも配置は可能でしょうか。	業務を問題なく遂行できることを前提に、いずれの会社でも可能とします。
101	要求水準書 （案）	62	第6	3	(7)		芝生・植栽維持管理業務	除草剤は使用しないこと。とありますが、人体等に影響がないものであれば使用することは可能でしょうか。また使用しないとしている根拠をお示しいただけませんでしょうか。	市が管理する公園全体に対する管理指針に基づき、除草剤を使用しないこととします。子どもをはじめとした利用者の安全に配慮した対応です。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

(2025年10月28日公表)

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
102	要求水準書 (案)	62	第6	3	(7)		芝生・植栽維持 管理業務	イ芝生管理に冬季保温の記載がありますがシート掛けの基準をご教授ください。 〇〇度以下の場合。等	「c 強風に対する補強や冬季の保温等、必要な養生を行うこと。」は削除とし、本回答をもって修正します。
103	要求水準書 (案)	62	第6	3	(7)		芝生・植栽維持 管理業務	ウ植栽管理に発生材は速やかに処分とありますが処分方法の指定がありましたらご教授ください	事業者の提案に委ねます。
104	要求水準書 (案)	63	第6	2	(8)	③ イ	警備方法	「b 24時間365日、本事業区域内の警備をおこなうこと。」とありますが、施設内は機械警備をおこない、公園は防犯カメラによる録画及び必要に応じた画像確認などの警備でよいのでしょうか。	問題ありません。
105	要求水準書 (案)	63	第6	2	(8)	③ イ	警備方法	「e営業時間外の本事業区域内への不審車両の侵入防止を行うこと」とありますが、駐車場入り口にカラーコーンや表示を行い侵入防止を図ればよいのでしょうか。	要求水準を満たすことを前提に、侵入防止方法は事業者の提案に委ねます。
106	要求水準書 (案)	63	第6	2	(8)	③ イ	警備方法	「i夜間に施錠する公園出入口の鍵の管理については市・消防等の関係機関と十分に協議を行う。」とありますが、どのような協議なのでしょう。	公園は通年開放を想定しており、施錠は不要です。 「夜間に施錠する。」は削除とし、本回答をもって修正します。
107	要求水準書 (案)	63	第6	2	(8)	③ イ	警備方法	「i夜間に施錠する公園出入口の鍵の管理については市・消防等の関係機関と十分に協議を行う。」とありますが、要求水準書73ページ②公園施設では「通年開放」となっています。施錠しない限りにおいては協議は不要との認識よいのでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問No. 106を参照ください。
108	要求水準書 (案)	63	第6	2	(9)		修繕・更新業務	「経常修繕業務の実施に当たっては、休館日に実施する等により（以下省略）」とありますが、経年が進むことにより修繕が増加することが想定されます。要求水準書73ページにある休館日とは別で修繕のための休館日を別途設けることも可能でしょうか。事故や故障が発生してからの復旧には時間がかかるため、検討をお願いします。	修繕・更新業務の実施等、合理的かつ客観的な理由がある場合に限り、事前に市と協議の上休館期間を設けることを可能とします。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

(2025年10月28日公表)

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
109	要求水準書 (案)	64	第6	3	(9)		修繕・更新業務	(9)の③の アのaに「建築物保守管理業務、建築設備保守管理 業務、公園施設保守管理業務等と効果的に連携した 経常修繕業務を行うこと。」 イのbに「一覧にない修繕項目及び部分補修につい ても、要求水準達成のために必要と思われる業務は 実施すること。」 とございます。 しかし設備機器は使用状況や環境により故障のタイ ミングが全く読めないものもございます。 もし本契約に含まれない（事業者として見込んでい ない）機器改修・更新が必要になった場合、別途協 議とさせていただいてよろしいでしょうか。	基本的には、本事業期間中に発生する本施 設を対象とした修繕・更新業務は、提案書 への記載の有無にかかわらず事業者の業務 範囲とします。ただし、不可抗力によるも の等個別事情がある場合は、契約書の定め によります。
110	要求水準書 (案)	64	第6	3	(9)		修繕・更新業務	上記のように維持管理中（令和9年4月1日～令和24 年3月末）の間に改修・更新の必要が出てきた場 合、その改修工事の契約は事業者に随契（費用は別 途）、施工業者の選定等は事業者側で行う、という 形になりますでしょうか。	本事業期間中に発生する修繕・更新業務 は、事業者の業務範囲とします。一方、協 議の結果、本事業とは別に実施することと なった修繕・更新項目の発注方法は別途市 にて検討します。
111	要求水準書 (案)	64	第6	3	(9)		修繕・更新業務	イ計画修繕・更新業務に「b 一覧にない修繕項目 及び・・・は実施すること」とございますが、メー カー推奨耐用年数を超える機器が多数ございます。 改修を実施するために休館が必要な場合の休業期間 の入場料の減収については市のリスクとして計上し てもよろしいでしょうか。	休館に伴う入場料の減収は、事業者の負担 とします。
112	要求水準書 (案)	65	第6	3	(9)		修繕・更新業務	【本事業で想定される主要な計画修繕項目】で区分 が修繕となっている場合であっても、実際には更新 が必要となった場合については、増額費用に関して 市側でご負担いただけるとの認識でよいでしょう か。	【本事業で想定される主要な計画修繕項 目】は参考であり、それ以外の「修繕・更 新業務」についても本事業の事業者が実施 することを想定しています。
113	要求水準書 (案)	66	第6	2	(10)		事業期間終了時 の引継ぎ業務	事業期間終了後1年間について、維持管理企業が窓 口となり、引継ぎ先から維持管理業務にかかる問い 合わせ等のサポート業務を実施すること。とありま すが、事業者の引継ぎ先は市との認識でよいしょう か。また、サポート業務としては、メール、電話で の問い合わせに対し事業者で分かる範囲での回答程 度との認識でよいでしょうか。	前段について、引継ぎ先は市を想定してい ますが、事業終了後の施設の運営形態にあ わせ協議とします。 後段について、引き継ぎ先の業務に支障が 生じないよう必要な対応を実施してくださ い。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

（2025年10月28日公表）

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
114	要求水準書 （案）	67	第 6	3	(10)	③	建物劣化調査への協力	調査準備の協力内容に記載のある保護具（安全靴、ヘルメット、安全帯、作業服等）工具等（打診棒、クラックスケール、照明点検棒、ライト等）は調査を行う市が準備するとの認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	要求水準書 （案）	73	第 7	4	(1)	②	公園施設	多目的グラウンドの受付は温水利用型健康運動施設のフロントとするため、休館日は温水利用型健康運動施設に準ずる。とありますが、休館日とは、休場日との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	要求水準書 （案）	74	第 7	4	(2)	①	有料施設の利用者	「トレーニング室のトレーニング機器については中学生以下の利用は認めない」とありますが、その理由をご教示ください。また、保護者同伴であれば利用可能にすることは問題ないでしょうか。	現事業の考え方を踏襲した記載ですが、本事業では事業者の提案に委ねることとします。 「トレーニング室のトレーニング機器については中学生以下の利用は認めない」は削除とし、本回答をもって修正します。
117	要求水準書 （案）	83	第 7	5	(2)	②	トレーニング室管理業務	「説明を受けた利用者には講習終了カードを発行する。また、利用者には、トレーニング室を利用する都度、フロント等で当該カードを提示させ確認した後に利用許可を行うこと」とありますが、利便性を踏まえて講習は希望制(最低限の利用方法は全員に説明)とし、カードの作成及び提示はしない運用でも問題ないでしょうか。	利用者の安全性確保の観点から、当該業務は要求水準として求めることを想定しています。
118	要求水準書 （案）	84	第 7	5	(2)	④	休憩室管理業務	利用者の利用後、速やかに利用部分の後片付けを行い～とありますが、休憩室は自由利用施設であることから、定期的な清掃を実施すればよいと理解してよろしいでしょうか。	要求水準を満たすことを前提に、具体的な清掃頻度は事業者の提案に委ねます。
119	要求水準書 （案）	89	第 7	5	(6)	① イ	温水利用型健康運動施における飲食サービスの提供事業	新たにおこなう飲食サービス事業は、運営場所及び運営面積は事業者の任意と考えて宜しいでしょうか。これらの条件を柔軟に設定いただくことで、提案の自由度が高まり、多様な提案が可能になるものと考えております。	要求水準を満たすことを前提に、運営場所及び運営面積は事業者の提案に委ねます。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

(2025年10月28日公表)

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
120	要求水準書 (案)	89	第7	5	(6)	① ウ	公園施設におけるBBQサービスの提供事業	ウ公園施設におけるBBQサービスの提供事業 b 所定の場所以外で火気を使用させないとの記載がありますが、火気使用を可能な場所はどこを想定されているのかご教示ください。	事業者において「自由提案ゾーン」内で安全管理上支障のない場所を指定し、火気使用可能なエリアを決めてください。ただし、河川区域内は河川管理者との協議が必要です。
121	要求水準書 (案)	89	第7	5	(6)	① ウ	公園施設におけるBBQサービスの提供事業	温水利用型健康運動施設の飲食施設で食材を提供するサービスを実施することをもって、BBQサービスの提供事業を実施する提案は認められると考えてよいでしょうか。	要求水準を満たすことを前提に、温水利用型健康運動施設内の飲食施設にて、BBQサービスの食材を提供いただいても問題ありません。
122	要求水準書 (案)	92	第8	1			基本的な考え方	民間収益事業について「実施を義務づけるものではない」とありますが、こちらは加点の対象となりますでしょうか。	加点の対象とすることを想定しています。詳細は、募集要項等公表時に示します。
123	要求水準書 (案)	92	第8	1			基本的な考え方	民間収益事業は自由提案ゾーンでのみ提案可能なのでしょうか。広場ゾーンや運動ゾーンなど利用者が集まるエリアに面しておらず、提案できる事業がないため、エリアの拡大を検討いただけませんか。	自由提案ゾーン以外でも提案可能です。本施設の用途、各ゾーンの利用目的を妨げないことに留意の上、本施設との連携や相乗効果が期待できる提案を求めます。
124	要求水準書 (案)	92	第8	2			業務の要求水準	民間収益事業（任意）の設置管理許可は10年とあり、更新について協議することは可能と記載されています。協議が成立しない場合の具体例をご教示ください。	基本的には更新することを考えています。現時点で具体例をお示しすることはできません。
125	要求水準書 (案) 別添資料一式	-	-	-	-		資料一覧	資料2現況平面図と資料3造成計画図は多目的グラウンドの現況地盤高が明らかに異なります。ご提供頂ける配布資料1現況図（CADデータ）は現在の地形を反映したデータですか、ご教示下さい。	現在の地形を反映したものではありません。ご希望の資料について、募集要項等公表時にお示しすることを検討します。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

（2025年10月28日公表）

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
126	要求水準書 （案） 別添資料一式					資料7	基本設計図書一覧（案）	成果物の「電子データ」の形式に指定があればお示しください。	電子データの形式については特に指定はありませんが、一般的には以下のとおりです。 報告書一式：PDF 図面：PDF及びCAD（jw） 数量計算書：PDF及びExcel 設計書：PDF及びExcel
127	要求水準書 （案） 別添資料一式					資料8	実施設計図書一覧（案）	成果物の「電子データ」の形式に指定があればお示しください。	要求水準書（案）に関する質問No. 126を参照ください。
128	要求水準書 （案） 別添資料一式					資料9	完成図書一覧（案）	温水利用型健康運動施設で「竣工写真 2部 100カット以上」とあります。100カット以上となると、照明（LED化）のみの改修室を全て撮影する位の数量となりますが、その様な理解で宜しいでしょうか。	改修・修繕業務を行った箇所は全て撮影することとします。100カット以上は全体を網羅するための目安の数値です。
129	要求水準書 （案） 別添資料一式					資料9	完成図書一覧（案）	成果物の「電子データ」の形式に指定があればお示しください。	要求水準書（案）に関する質問No. 126を参照ください。
130	要求水準書 （案） 別添資料一式					資料10	第1期事業から引き継ぎ可能な備品一覧（案）	参考までに、引き継ぎ不可となった備品があればお示しいただけませんか。	「第1期事業から引継ぎ可能な備品一覧」のみ募集要項公表時に示します。
131	要求水準書 （案） 別添資料一式					資料20	実施体制図	※4 改修業務責任者は温水利用型健康運動施設の改修業務完了後は配置する必要はない。とありますが、工事の監理技術者の配置も必要なしと解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	要求水準書 （案） 別添資料一式					資料20	実施体制図	実施体制図上、施設整備業務総括責任者は設計期間から配置が求められています。建設期間中は現場所長が担うことを想定できますが、設計期間の最初から現場所長を配置することは難しく、また企業として建築と土木の業務は行っている、温浴設計・温浴建築・公園設計・公園工事の4業務全てに精通している個人はおりません。 以上2点から設計期間は設計業務総括責任者を配置する体制に変更頂けないでしょうか。	検討の上、募集要項公表時に示します。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する質問及び回答

（2025年10月28日公表）

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
133	要求水準書 （案） 別添資料一式					資料 21-1	川越市資源化セ ンター関連資料 その1	「なぐわし公園温水利用型健康運動施設への高温水 供給及びなぐわし公園温水利用型健康運動施設から の排水の公共下水道放流に関する協定書」の有効期 間は平成39年（令和9年）3月31日となっています が、再締結する前提で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	要求水準書 （案） 別添資料一式	305				資料23	温浴利用型健康 運動施設の長期 修繕計画（参 考）	「別添資料23 温浴利用型健康運動施設の長期修繕 計画（参考）」にて更新の欄に○印が付いており、 維持管理対象の機器については、事業者側で更新す るものとの認識でよろしいでしょうか。また金額に ついては提案金額に含むものとしてよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。
135	要求水準書 （案）						閲覧資料一覧	閲覧資料一覧の既存公園施設竣工図のCADデータは 提供頂けますでしょうか、ご教示下さい。	既存公園施設の竣工図のCADデータはあり ませんが、現況平面図のCADデータは 配付可能です。 配付を希望する者は、実施方針（22頁）第 8-3「問合せ先」へ電子メールにて問合 わせください。電子メールの件名には本事業 名称及び「配付資料提供希望」と記載く ださい。
136	要求水準書 （案）						閲覧資料一覧	閲覧資料一覧の既存公園施設竣工図の提供に合わせ て、発注時の実施設計図、数量計算書、設計書は提 供頂けますでしょうか。ご教示下さい。	ご希望の資料について、募集要項等公表時 にお示しすることを検討します。
137	要求水準書 （案）						配布資料一覧	募集要項公表時に開示とされている配布資料一覧の うち「現況図面（CADデータ）」と、本質問書の NO.4及び24に記載させて頂いたCADデータが開示可 能な場合はこれも含めて、質問回答時に開示頂くこ とは可能でしょうか。ご教示下さい。	現況平面図のCADデータは配付可能で す。要求水準書（案）に関する質問No.135 を参照ください。
138	-	-	-	-	-	-	-	予定価格は公募時に公表いただけるのでしょうか。	実施方針に関する質問No.18を参照くださ い。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書（案）に関する意見及び回答

（2025年10月28日公表）

No.	文書	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	意見の内容	回答
1	要求水準書 （案）	27	第3	3	(2)		改修要件	令和7年12月上旬予定の要求水準書では温水利用型健康運動施設の改修要件、改修内容の具体的な詳細の内容を提示下さい。	検討の上、募集要項公表時に示します。なお、LED改修範囲が確認できる図面・器具リストは募集要項公表時に示します。
2	要求水準書 （案）	27	第3	3	(2)		改修要件	温水プールの天井脱落対策(天井耐震改修工事)が改修内容となっていますが、天井内部の図面、写真等の資料を提供下さい。	天井内部の図面は意匠図A-17、18が該当します。写真は配付資料として配付します。配付を希望する者は、実施方針（22頁）第8-3「問合せ先」へ電子メールにて問合せください。電子メールの件名には本事業名称及び「配付資料提供希望」と記載ください。
3	要求水準書 （案）	64	第6	3	(9)		修繕・更新業務	維持管理期間中の工事においては（契約内・契約外問わず）施設の休業調整も必要なため事業者にて随契、施工を行わせていただければと思います。（費用は別途協議）	維持管理期間中の修繕・更新業務は本事業の事業者の業務範囲とします。なお、当該修繕・更新業務に係る費用は、予定価格に含まれます。
4	要求水準書 （案）	70	第7	3	(1)		①運営業務総括 責任者 ②業務責任者	変更する場合は30日前までに市の承認を得ることとありますが、急な社員の異動もあるため、「可能な限り」という認識で宜しいでしょうか。	原則は要求水準書（案）に記載のとおりとします。特別な事情がある場合は、別途市と協議とします。
5	要求水準書 （案）						資料一覧	資料11, 14, 15, 22について【募集要項公表時に示す】とありますが、事前の開示をお願いします。	当該資料は、募集要項公表時に示します。
6	要求水準書 （案）						閲覧資料一覧	【募集要項公表時に開示】とありますが、現段階でCADデータの配布をお願いします。	要求水準書（案）に関する質問No. 135を参照ください。
7	要求水準書 （案）						配布資料一覧	【募集要項公表時に開示】とありますが、現段階でCADデータの配布をお願いします。	実施方針に関する質問No. 1を参照ください。

なぐわし公園整備運営事業

■その他の意見及び回答

(2025年10月28日公表)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	実施方針・要求水準書(案)							本PFI事業の予定価格の公表をお願いします。	実施方針に関する質問No. 18を参照ください。
2	実施方針・要求水準書(案)							同上、事業方式別(R0方式、0方式、DB0方式)の予定価格の公表についてもお願いします。	事業方式別の公表は予定しません。
3	実施方針・要求水準書(案)							資料一覧として温水利用型健康運動施設の改修業務内容について市より参考数量書の開示をお願いします。	要求水準書(案)に関する意見No. 1を参照ください。
4	実施方針・要求水準書(案)							現況の温水利用型健康運動施設のCADデータを配布資料として開示頂けますようお願いいたします。	実施方針に関する質問No. 1を参照ください。
5	実施方針・要求水準書(案)							本事業の予定価格を公表をお願いします。	実施方針に関する質問No. 18を参照ください。